

いのまき

ホームページ <http://www.i-houjinkai.jp>
E-mail : info@i-houjinkai.jp

2017.11.30

215

号

発行／公益社団法人
石巻法人会
広報委員会

〒986-0032
石巻市開成一番地35
(石巻ルネッサンス館1F)
TEL (0225) 93-6704
FAX (0225) 93-6705

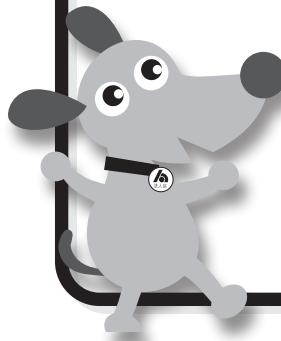
印刷／株松弘堂



東松島支部主催 第37代大相撲行司木村庄之助氏講演会

主な内容

東松島支部主催木村庄之助氏講演会写真	P 1
法人会平成30年度税制改正提言		
厳しい財政状況を踏まえ、国・地方とも行財政改革の徹底を！	P 2, 3
働き方改革で何が変わっていくのか	P 4, 5
石巻の歴史から⑧「幕末にアメリカ船の石巻来航」	P 6, 7
石巻税務署より		
「税についてのあなたの相談 国税についての一般的なご相談は、電話相談センターをご利用ください」	P 8
「年末調整説明会での説明事項は、国税庁ホームページで確認できます！」	P 9
事業報告	P 10, 11
新入会員の紹介及び行事予定・各セミナー予定	P 12



I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

真の財政健全化を達成するためにはプライマリーバランス黒字化に向け規律ある具体的な道筋を明確に示し、着実に実行することが重要である。

(1) 消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、

19年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

(2) 「骨太の方針2015」では、歳出面で2016年度から18年度までの3年間で政策経費の増加額を1兆円、その他0.1兆円)

(3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の具体的改革によって進めることが重要である。

歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に実行するよう求められる。

(4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障分野では団塊の世代すべてが後期高齢者となる「2025年問題」がクローズアップされてきた。医療と介護の給付急増が見込まれるため、これを「重点化・効率化」によって可能な限り抑制し、かつ適正な「負担」を確保していかなければ、社会保障制度が立ち行かなくなる。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療については、成長

程度に抑制する目安を示した。この2年間においては目安を達成していることから、最終年度においても政策経費の抑制は確実に行うべきである。

場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害するうえ財政の悪化要因にもなる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の運営が求められる。

度に抑制する目安を示した。この2年間においては目安を達成していることから、最終年度においても政策経費の抑制は確実に行うべきである。

場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害するうえ財政の悪化要因にもなる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の運営が求められる。

制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、薬価の実態を反映させるよう、2年ごとに改定を実施する。

さらに、政府目標であるジエネリックの普及率80%以上も早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。

その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

なお、子ども・子育て支



このほど、法人会は平成30年度税制改正に向けた提言をまとめ、内外に公表するとともに、今後、政府や関係省庁に対し、我々の声を実現するためにオピニオン活動を力強く展開して参ります。

提言は、財政・税制・行革に関して多岐にわたるものとなっていますが、本稿では主旨を要約掲載いたします。

(5) 国債の信認が揺らいだ

仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず魄より始めよ」の精神に基づき自身を削らなければならぬ。国・地方における議員定数の大膽な削減、歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率10%への引き上げと同時に低所得者対策として軽減税率が導入される

ことになつてゐるが、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明しておきたい。これまでも指摘してきたように、軽減税率は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から極めて問題が多いからである。

(1) 現在施行されている「消

費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴つてより重要な課題となる。

消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

O E C D 加盟国の法人実

効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となつており、我が国の税率水準は依然として高い。今般の税率引き下げの効果等を確認しつつ、国際競争力を強化などの観点からさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を时限

措置ではなく、本則化する。

また、昭和56年以来、8

00万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得

金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達成したものや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。

その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

措置ではなく、本則化する。

また、昭和56年以来、8

00万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得

金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達成したものや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経

济活性化に資する措置は、以下とのおり制度を拡充し、本則化すべきである。

なお、少額減価償却資産

の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成30年3月末までとなつてゐることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業用設備をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴つてより重要な課題となる。

(1) 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

(2) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離し、承継税制の創設

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

(1) 株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。

(2) 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。

(3) 対象会社規模を拡大する。

働き方改革で何が変わつていくのか

**働き方改革とは
何か、示された工程
表の概要とは**

最近、「働き方改革」という言葉を、よく耳にします。ところが、その中身については、よく分

らないというのが実情ではないでしょうか。残業をしない、育児・介護と仕事を両立させる、おそらくこういうことだろうな、という想像はできま

働き方改革の 位置づけ

今までの常識・価値觀を、180度変えるような内容も含まれています。

いくのか、全体像が見えきません。

政府は、働き方改革を日本経済再生の「切り札」と捉えています。

実は、首相官邸においては、総理大臣を議長に「働き方改革実現会議」を平成28年9月から10回に渡つて行われており、最終回の本年3月28日に、

会議の成果のとりまとめを行っています。

そこには、今後の改革スケジュールと、その内

容が記載された工程表が発表されているのですが、その中身はかなりダイナミックな内容になっています。

なお、厚生労働省は、次のように宣言しています。

す。

中小企業に 関わり深く、求めら れているものは？

(1) 同一労働同一賃金

「働き方改革」は、一億総活躍社会の実現に向けた最大のチャレンジであり、日本の企業や暮らし方の文化を変えるものです。

厚生労働省では、女性も男性も、高齢者も若者も、障害や難病のある方も、一人ひとりのニーズにあつた、納得のいく働き方を実現するため、「働き方改革」の実現に向け取組を進めていきます。

例えば、正社員には退職金はあるが、パートにはない、などが典型です。

今後は、法整備も含めて職務内容、職務の成果、

能力・経験等に照らして公正な評価をし、処遇していくことが求められます。

そのため、企業として

「文化を変える」とあります。

この改革が、わが国の勤労（ライフ）スタイルを根底から変える

ので、この改革が、わ

ります。

そのため、企業として

は、一人ひとりの労働者

に対し、キメ細かな観察をし、雇用形態のみで

待遇を変えないような仕

きないように改正されま

組みづくりが求められます。

具体的には、賃金を年功的・社員優遇なものか

ぶりや能力に応じたものに変えていくことが求められます。2018年

度には、パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法が改正され、正社員と同質な待遇を受けられるよう、法整備がなされます。

(2) 長時間労働の是正

労働基準法が改正され、罰則付きの時間外労働上

限規制が新設されます。

これにより、36協定の実効性を確保し、現在の青天井の残業時間を労使で決めた時間までしかで

きないように改正されま

す。このことにより、無理な納期の強要、過剰なサービスが無くなつてくるものと想像します。

中小企業にとつてはいいこともあります。が、労働者の1時間当たりの成果・生産性の向上をどう図つていくか、どう効率化していくか、が課題となつてきます。

(3) 副業・兼業の推進

工程表の中で、目を引くのが、「副業・兼業の推進」に向けたガイドライン

多くの会社には、就業規則の服務規律において「二重就業の禁止」をうたつており、さらに、副業した場合、懲戒規程により懲戒解雇までできるよう定めている会社が多いとります。

今回のこの工程表によれば、今後、二重就業を推進していくことです。企業の労務管理方法が大きく変わることになるでしょう。

また、二重就業の場合、

労働時間のカウントはどうするのか、という問題もあります。

労働基準法では、その第38条1項において、「労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については、通算する」と定めています。

例えば、月曜日から金曜日までA社で1日8時間勤務した場合、この週は40時間の労働となりますが、土曜日にB社で副業した場合、土曜日の勤務時間は週法定時間の40時間を超えてしまつたため、残業時間となり、割増賃金の対象となつてしまつたのです。

なお、昭和23年の旧労働省からの通達によれば、「法定時間外に使用した事業主は、法第37条に基づき、割増賃金を支払わなければならぬ」としており、今後、二重就業を進めた場合、実務上、果たしてその時間を把握できることか、等の問題が残ります。

なお、今般発表された工程表においては、それぞれの課題に対しても、時間軸でいつまでに達成させることを目標としています。

また、今回なぜ、副業・兼業を政府が積極的に推進するようになったのかですが、次のような説明がされています。

諸外国では副業・兼業を通じた起業が開業率の向上にも寄与しており、新たな技術の開発、オーブンイノベーション、起業の手段や第2の人生の準備としても有効である。

このためガイドラインの策定やモデル就業規則の改定など副業・兼業の普及を図るとともに、副業・兼業を通じた創業・新事業の創出に関する好事例の横展開を図る。

その際、長時間労働を招かないよう、労働時間管理の在り方についても

整理する。

どうやら、兼業・副業を、起業の起爆剤にしたいようです。

今後、企業は時間当たりの生産性を上げ、労働時間を短縮して、様々な環境にある労働者を雇用することが求められています。ではありません。

(4) 外国人材の受け入れ

労働力不足が懸念されるわが国では、今後、好むと好まざるにかかわらず、外国人の活用を検討することが必須となりそうです。

工程表の中にも、この分野の記述があります。

従来どおり、専門的・技術的分野については、積極的に受け入れることとし、新たに「強い農業」を目指すとして農業分野においても専門外国人を活用することとしています。

また、移民政策と誤解されないよう、他の職業分野にも外国人労働者の活用が進んでいきそうです。

現在、人手不足が続いているが、今後、中小零細企業においても外国人の雇用を検討する機会が増えそうです。

(5) 生産性向上の支援

工程表は、企業に規制をかけるメニューばかりではありません。

今後、企業は時間当たりの生産性を上げ、労働時間を短縮して、様々な環境による労働者を雇用することが求められています。それが、政府により「生産性向上実現の後押し」が行われます。

具体的には、雇用関係助成金に生産性向上の指標を作り、優遇しようとする仕組みや、地域の金融機関による事業性評価の仕組みが設けられます。つまり、この施策に乗つて行こうという企業は、さらなる発展が見込めます。今回の工程表が発表されたことにより、様々な影響が出そうです。

今後の法改正にも、注意が必要です。下記サイトを参照し、推移を見極めていくことが欠かせません。

石巻の歴史から ⑧

「幕末にアメリカ船の石巻来航」

石巻市芸術文化振興財団

理事長 阿部 和夫

江戸時代、鎖国をしていた日本を開国に導いたのは、アメリカ使節のペリーでした。嘉永六年（一八五三）六月に、四隻の黒船で浦賀沖に現れ、現地の人々は勿論、江戸の人々をも驚かせました。年が明けた安政元年（一八五四）、江戸幕府は、再び来日したペリーと日米和親条約を結び開国をしました。その結果、アメリカ船が薪や水、食糧の補給のために下田、箱館（現在の函館）に入港することを認め、下田に領事館を設置しました。

その翌年の安政二年（一八五五）四月二五日（新暦六月九日）、石巻にアメリカ船が入港したのです。その時の様子を日米両方の記録を手掛かりに見てみましょう。

アメリカ船の船長ジョン・M・ブルックは、日本の東海岸測量の役割を担っていました。

その船が、北上川口から石巻に入ってきたのです。昼九ツ時（11時）のことでした。船は浜横丁（現門脇三丁目）の津方会所の前（現船魂明神付近）で錨を下ろします。船体は黒っぽい鉛色に塗ってあり、長さ六間（10・6m）×四間半の説もあり、横一間半（2・7m）、帆柱の高さ五間（9・0m）位の船でした。

津方会所（海事関係を取り扱う役所）では、佐藤卯兵衛・公平伝左衛門・千葉寛平を船に遣わし、所属や寄港目的を確認することにしました。その時の様子をアメリカ側ではこう記録しています。

『しばらくすると、数人の役人が到着した。彼等は我々の船に乗り込ん

で来た時には、とても興奮してガタガタと体を震わせていた。気を鎮めようといろいろしている内に、やがて彼等も落ち着きを取り戻した。』

三人の役人は、「我等食物近日完

了」「魚」「鶏」などと紙に書いてある文字を見せられて、その上「アヒル」「タマゴ」等片言の日本語

から、食料が尽きたための寄港であることを知りました。この船は来日中の五隻の内の一隻で下田から松前に向かう途中だったのです。役人は

対処に苦慮し一両日待つよう説得します。アメリカ側の記録には『一日

分以上の支給を得るには殿様との連絡が必要であること、しかも離れた

所に住んでるので返事が来るまで三日かかるということであつた』と書かれており、役人の意図は通じています。

食事が終わると船長は出航しようとするので、正式の役人が来ないいうちに出航されは困ると必死に止めました。そのやり取りをしている内に夜になり船は一泊しました。津方

会所では、①涌谷の伊達家に連絡を取る方に備える。②仙台に異国船入港を知らせる早馬を出す。③不意

知れ渡り、両岸に群衆が集まり始めました。舟に満杯の人を乗せて近には銃を持つた人を十人ずつ配置す

んで外国船と乗組員を見守っていました。

津方会所では、空腹を訴える乗組員（15人程）の状況をみて、自分達の判断で食糧提供をすることにしました。御飯、薪五把、水二桶、茶一瓶、塩少量を受け取った乗組員は、人々に見詰められながら食器を出して貪り食います。船に乗り組んだ役人は、異国の器物と食事の仕方を興味深く眺めました。

食事が終わると船長は出航しようとするので、正式の役人が来ないいう

ちに出航されは困ると必死に止めました。そのやり取りをしている内に夜になり船は一泊しました。津方

会所では、①涌谷の伊達家に連絡を取る方に備える。②仙台に異国船入港を知らせる早馬を出す。③不意

知れ渡り、両岸に群衆が集まり始めました。舟に満杯の人を乗せて近には銃を持つた人を十人ずつ配置す

るなどの手立てをとりました。

（9時）、役人たちが河岸に赴くと、和渉の武田幸七郎が下僕五、六人を連れて現場に到着、群衆も集まつていました。船内のアメリカ人も起きて空腹を訴えているので、二回目の食糧提供をしましたが、もつと欲しいがあるので、役人の中には隠すのに苦労しながら密かに卵20個や野菜を与えたりしています。この人物は、千葉寛平ではないかと思われますが、彼は乗組員から「キャップテンライス」というニックネームを付けられています。

その後、船は出航しますが、役人達は仙台からの指示も届かない内の出航を見守るしかありませんでした。その際、アメリカ人は、「マタクルー（また来る）」「タマゴーゴニチ（卵は後日来た時に貰う）」と言いました。田代島を目指しましたが、洋上に出ると、南風を受けて小浜浜に向かいました。数隻の船が役人を乗せてそれを追っています。小竹では

（蘭学者）が石巻に到着しました。一方その日の夕方、涌谷からの援兵と、藩から遣わされた小野寺玄適狐崎浜に停泊し上陸しています。弁天島に上陸し炊事をし、その後

リカ人はかなり日本語を理解し会話を可能だつたことです。役人との会話が成立していることからもそれを伺うことが出来ます。また、メシ（飯）、サケ（酒）、ワルイ（悪い）など、の言葉を使っており、さらに乗船した役人が船内に忘れた汚れた手ぬぐいをつまみ上げ「キタナイ」とつぶやいています。ごく自然にこの様なつぶやきが出るほど、日本語が身についていたのかもしれません。

ブルック船長と石巻の縁が、長い年月を経て平成二二二年（二〇一〇）に復活しました。横須賀市で、「万延元年遣米使節一五〇周年記念式典」が開かれましたが、その席にブルック船長の曾孫夫妻が参列しています。石巻から参加した本間英一さん（石巻千石船の会事務局長）は、夫妻と懇談し、「石巻の歴史」に記載されているブルック船長が記述した英文をコピーして贈呈しました。

ブルック船長は外国人でありながら

一夜明けて四月二七日に、船の後を追つてきていた千葉寛平らの役人は、アメリカ船が牡鹿半島と網地島の間を通り金華山方面に去つたことを見届けています。なお、千葉寛平は、別れ際にブルック船長から記念にギヤマンのコップを貰いました。

後に、小野寺玄適によつて検証が行われ、船の形、銃器類、会話や珍しい風習等が挿絵入りで記録されました。〔石巻の歴史第九巻〕に掲載されています。

を見届けています。なお、千葉寛平は、別れ際にブルック船長から記念にギヤマンのコップを貰いました。

後に、小野寺玄適によつて検証が行われ、船の形、銃器類、会話や珍しい風習等が挿絵入りで記録されました。〔石巻の歴史第九巻〕に掲載

帽子や金色のボタンをねだつて貰つたり、空腹なのを見かねて役人が隠れて卵や野菜を差し入れたり、洋上では、漁船が追いかけてゆき、大きな魚を持ち上げてみせそれを与えていたとします。傑作は、酒に酔つていたとします。女性がアメリカ人乗組員のはいえ、股間に手をやり性器を握ろうとしたことです。された人は驚いて両手で防御しました。彼等にとつても予想外の出来事だったことでしょう。

ら、日本歴史の辞典である「國史大辞典」に名前が記載されるほどの人物です。彼は、帰国する際、初めて太平洋を渡る咸臨丸に便乗しました。船酔い等で船室に籠り、奇異でわがままな行動をとった勝海舟に代わって、日本人乗組員の指導をして、無事太平洋横断するのを、蔭から支えてくれた恩人ともいうべき人物です。歴史に残るブルック船長が、幕末に石巻を訪れている事実を、石巻の歴史の一コマとして語り伝えてい

ブルック夫妻と本間英一氏

この出来事を通して感じること
は、開国二年目でありますながら、アメ

外の出来事だつたことでしょう。

の歴史の一コマとして語り伝えていきたいのです。

税についてのあなたの相談

まずはお電話で!

国税についての一般的なご相談は、電話相談センターをご利用ください。

Step1

お近くの税務署へ電話をかけます。

石巻税務署 TEL0225-22-4151

Step2

最初の音声案内の①～③の中から
「①」を選びます。

※「番号が確認できません」という案内があった場合は、電話機の「*」を押してから番号を選択してください。

※1/4～3/15は、確定申告対応の音声案内に変わります。

① 電話相談センター(仙台)
でお受けします。

② 税務署からのお尋ね、税金の納付の相談、
面接相談の予約などについて、おかげになつた税務署でお受けします。

③ 消費税の軽減税率制度について、
電話相談センター(仙台)でお受けします。

Step3

その次の音声案内の①～⑥の中
から税目の番号を選びます。

① 所得税

② 給与、報酬・料金などの源泉徴収や
支払調書

③ 謹渡所得(個人)・相続税・贈与税・
財産の評価

④ 法人税

⑤ 消費税や印紙税

⑥ その他のご相談

Step4

電話相談センターの職員
がお答えします。

※通話料は、おかげになつた税務署までの料金です。





年末調整説明会での説明事項は、 国税庁ホームページで確認できます！

国税庁ホームページにおいて、年末調整に関する各種情報を掲載しています。

① Web-TAX-TV(インターネット番組「税に関する動画」)

年末調整説明会での説明事項をインターネット番組で放映しています。「年末調整のしかた」と「法定調書の作成と提出」については、年末調整説明会の内容とおおむね同じ内容となっており、国税庁ホームページで視聴することができます。

インターネット利用環境がない方には、税務署において Web - TAX - TV と同じ内容の「年末調整のしかた」と「法定調書の作成と提出」のCD又はDVDの貸し出しを行っています。

貸し出しについては、最寄りの税務署にお問い合わせください。

《アクセス方法》

国税庁ホームページ又は下記のアドレスからご利用ください。

アドレス www.nta.go.jp/webtaxtv

② 年末調整がよくわかるページ

年末調整の時期には、年末調整に関する情報を集約したページを開設し、年末調整の際に使用する各種様式や手引を掲載しています。

各種様式が必要な時に、ダウンロードして印刷することができます。

《アクセス方法》

国税庁ホームページ又は下記のアドレスからご利用ください。

アドレス www.nta.go.jp/gensen/nencho

③ 「源泉徴収義務者の方へ」のページ

源泉徴収義務者の方へ最新の情報を届けするため、国税庁ホームページ内に特設ページとして「源泉徴収義務者の方へ」のページを設けています。このページでは、年末調整の時期に必要となる「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」などの各種様式、「年末調整のしかた」などの各種手引・パンフレットや質疑応答事例など源泉所得税に関する情報を掲載しています。

《アクセス方法》

国税庁ホームページ又は下記のアドレスからご利用ください。

アドレス www.nta.go.jp/gensen

ご不明な点については、各税務署にお問い合わせください。

「年末調整のしかた」など、国税に関する一般的なご相談は、「電話相談センター」でお答えします。税務署の代表電話へおかけいただくと、自動音声でご案内します。

- ・税金に関する一般的なご相談（年末調整のしかた、法令の解釈等）…『1番』
- ・税務署からの照会に関する問い合わせや面接相談の事前予約……………『2番』
- ・消費税の軽減税率制度に関するご相談……………『3番』



詳しくは、国税庁ホームページへ

www.nta.go.jp

事業報告

本部会

女性部会

各支部

青年部会

本 アンガーマネジメントセミナー



日付 平成29年7月21日(金)
 会場 石巻グランドホテル
 講師 第一印象研究所 代表
 杉浦 永子 氏
 参加者 8名

本

第34回 法人会 全国大会 福井大会



日付 平成29年10月5日(木)
 会場 福井産業会館ほか
 参加者 2名

本

大同生命保険(株)・AIU損害保険(株)による「ピックハートネットワーク」被災地支援事業

石巻市役所



日付 平成29年7月25日(火)
 内容 石巻市役所・東松島市役所・女川町役場各所へ学校図書購入費用を寄付しました
 参加者 9名

東松島市役所



女川町役場



本

簿記実務講座(全6回)



日付 平成29年8月21日(水)～9月4日(月)
 会場 石巻商工会議所
 講師 清水俊雄公認会計士・税理士事務所
 所長 清水 俊雄 氏
 参加者数 12名

本

新設法人説明会



日付 平成29年8月23日(水)
 会場 石巻ルネッサンス館
 講師 石巻税務署法人課税部門
 総括上席国税調査官 若木 淳一 氏
 参加者数 9名

本

総務管理講座(全7回)



日付 平成29年10月3日(火)～24日(火)
 会場 石巻ルネッサンス館内
 アドバイザールーム
 参加者 29名

本

第35回法人会親睦ゴルフ大会



日付 平成29年11月7日(火)
 会場 松島チサンカントリークラブ
 参加者 40名

本

消費税軽減税率法 説明会並びに 年末調整説明会へ 協力



日付 平成29年11月13日(月)・14日(火)・
 15日(水)・16日(木)
 会場 女川町役場
 東松島市コミュニティーセンター
 石巻河北総合センター・ピックパン
 参加者 全会場総計約600名

本 移動検診車による健康診断
(全3回実施)



日 付 平成29年7月8日(土)・10月14日(土)・11月18日(土)
会 場 石巻ルネッサンス館
担当医療機関
(一財)宮城県成人病予防協会
(医)進興会せんだい総合健診クリニック

女 東京視察研修会



日 付 平成29年10月2日(月)・3日(火)
会 場 国立印刷局ほか
参加者数 12名

女 県女連
平成29年度視察研修会



日 付 平成29年10月13日(木)
会 場 国宝松島瑞巌寺・航空自衛隊
松島基地ほか
参加者数 6名

女 防災料理教室



日 付 平成29年10月17日(火)
会 場 JAIいしのまき
参加者 14名

女 平成29年度税を考える週間イベント
「税はみんなの応援団!!」



日 付 平成29年11月11日(土)
会 場 イトーヨーカドー石巻あけぼの店
特設会場
来場者 235名

支 河南桃生支部
楽天イーグルス観戦バスツアー



日付 平成29年8月6日 (土)
会場 楽天Koboスタジアム宮城
参加者数 48名

青 東新潟火力発電所視察研修会



日 付 平成29年7月9日(日)・10日(月)
会 場 東新潟火力発電所はまなす館ほか
参加者 11名

青 ドラッカーセミナー



日 付 平成29年7月14日(金)
会 場 竹の浦飛翔閣
講 師 清水俊雄公認会計士・税理士事務所
所長 清水 俊雄 氏
参加者 25名

東 東松島支部
大相撲第37代木村庄之助氏講演会



日 付 平成29年10月25日(木)
会 場 東松島市コミュニティーセンター
来場者 約160名

青 第1回情報共有会



日 付 平成29年10月18日(水)
会 場 北京大飯店
参加者 14名

青 (公社)豊島法人会
青年部会との交流会



日 付 平成29年9月5日(火)・6日(水)
会 場 豊島区役所ほか
参加者 6名

青 第31回全国青年の集い
高知大会



日 付 平成29年11月9日(木)
会 場 高知県立県民文化ホール
参加者 4名

租税教室



日付 平成29年8月29日(火)
会場 石巻市立北村小学校
児童数 6学年16名
講師 副部会長 柳橋 哲也 氏

日付 平成29年9月12日(火)
会場 石巻市立稻井小学校
児童数 6学年52名
講師 部会長 今野 英樹 氏

日付 平成29年9月19日(火)
会場 石巻市立中津山第二小学校
児童数 5学年20名・6学年13名
講師 幹事 雁部 伸浩 氏

《漢字を使ったクロスワード・パズル》

10月22日は衆院選の投票日。今年の秋は“政治・政局”の秋となりました。そこで政治の「政」の字の音読み(セイ)と訓読み(マサ)をヒントにしてパズルを解いてください(タテ・ヨコのカギは順不同です)。

◆全法連が提言する平成30年度税制改正スローガンのひとつ
「中小企業は地域経済の○○○。本格的な事業承継の創設により事業の継続を！」

◆彼は地方文化の発展で○○○○を博した

◆速球にバットが○○を切る

◆秋の夜長。○○でも読みますか

◆足の指の先端

◆「類は○○を呼ぶ」

◆寒くなると増えるのでご注意

◆やった！採用の○○○が来たよ

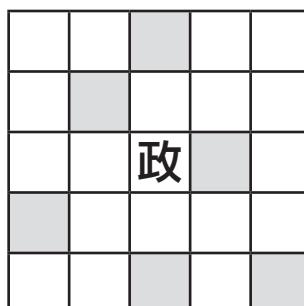
◆○○を残さない人生を送りたい

◆事務所が駅前のビルに○○○した

◆聞かれて、○○○○に返事しちゃダメだよ

◆並木が黄色く色づきました

◆解答を書いたクロスワードを切り取るかまたはコピーして、ハガキに貼って、住所・氏名・連絡先をご記入いただき、法人会事務局へお送り下さい。正解者の中から抽選で法人会オリジナル図書カード1,000円分を3名様へプレゼントいたします。〆切は2月末日までとさせていただきます。



〔作者略歴〕
藤田順平(ふじき・じゅんぺい=本名・
藤田順一)フリーランスライター。

《ハガキ送り先》
〒986-0032
石巻市開成1-35
石巻ルネッサンス館内
(公社)石巻法人会
クロスワード係

賛助会員入会

細江行政書士事務所	代	代	代	代	代	代	代	代	代
東亜無線電機工業所	表	表	表	表	表	表	表	表	表
高将石材店	高橋	三好	細江	正敏	勝広	石森	伊勢	近藤	松井
	将典	正敏	勝広	美知子	実	美知子	茂	正昭	健郎
	石巻市大瓜字棚橋九十四一	石巻市門脇町一丁目十二一十七	石巻市大街道西三丁目二一十五	石巻市渡波字鳥ノ巣一一四	石巻市あけぼの三一三一	石巻市塩竈町一丁目七一二十六	石巻市小湊浜中田森一一十七	石巻市元倉一丁目十五一十六	石巻市元倉一丁目十五一十六
							住所非公開		

正会員入会

※入会日の若い順に掲載しております

行事予定

12月4日(月) 県連厚生制度推進拡大会議	15:00 富士火災仙台ビル	2月1日(木) 新春講演会並びに賀詞交歓会	16:00 石巻グランドホテル
12月6日(水) 県連第2回事務局職員研修会	13:30 ベルエア会館	2月2日(金) 法人税務セミナー①	14:00 石巻ルネッサンス館
12月7日(木) 中間監査会	12:00 法人会事務局	2月5日(月) 法人税務セミナー②	14:00 石巻ルネッサンス館
12月8日(金) 県青連第5回租税教育推進委員会	18:30 新仙台ビルディング	2月6日(火) 法人税務セミナー③	14:00 石巻ルネッサンス館
12月9日(土) インフルエンザ予防接種	9:00 石巻ルネッサンス館内	2月8日(木) 県連第3回厚生委員会	15:00 未定
12月11日(月) 女性部会役員会	14:00 石巻ルネッサンス館	2月9日(金) 県女連第3回部会長会議	12:00 未定
12月12日(火) 県連第3回事務局長会議	12:30 新仙台ビルディング	2月22日(木) 健康セミナー	14:00 石巻グランドホテル
12月15日(金) 納税表彰者を祝う会	19:00 割烹滝川	2月27日(火) 県連第3回広報委員会	15:00 未定
12月21日(木) 女性部会フラワーアレンジメントセミナー	14:00 石巻グランドホテル	2月28日(水) 県連第2回組織委員会	15:00 未定
1月5日(金) 石巻税務署へ新年の表敬訪問	10:00 石巻税務署	3月2日(金) 県連第2回事業委員会	15:00 未定
1月17日(水) 青年部会租税教室	10:40 石巻市立釜小学校	3月6日(火) 県連第3回総務委員会	15:00 未定
1月18日(木) 青年部会租税教室	10:40 石巻市立桃生小学校	3月16日(金) 県連拡大会長懇談会	15:00 未定
1月20日(土) 青年部会租税教室	11:40 石巻市立前谷地小学校	正副会長会議	16:30 未定
1月23日(火) 県青連第5回正副会長会議	未定 未定	3月22日(木) 第4回理事会	14:00 石巻グランドホテル
1月24日(水) 県連新年賀詞交歓会	未定 未定	講演会	15:00
1月29日(月) 青年部会租税教室	13:40 東松島市立赤井小学校		16:00

※当会ホームページからも、行事予定がご覧いただけます。